

# 長者地すべりにおける今後の留意事項

## 1. 対策工の休止について

- 下部IIブロックで現在施工中の13号集水井の工事完了後までの変動量が、現状の水準程度で推移する場合は、対策工を休止すること。
- 対策工は休止する場合は、仁淀川町へ今後の監視・観測体制及び警戒避難の際の連絡体制の案を含めた事前説明を行うこと。

## 2. 休止した対策工の再開について

- 委員会で設定した管理基準値(10cm/年)の確認を、出水期中(6月～10月)の月末毎に地すべりの動きから判断し、対策工事が手遅れとならないようにすること。
- 定期点検や観測結果から、既存施設の機能低下が確認された場合には、砂防メンテナンス事業など公共事業を活用して、施設の維持修繕や低下した機能相当の効果を回復するための対策工を実施すること。
- 100年確率規模を超えるような豪雨など極端な雨量の降雨の観測時には、大雨が止んだ後も、動きを注視すること。また、管理基準値を超えるような変状がなくても、生活に支障をきたす変状が出た場合は、災害関連事業等で対策工を再開することを検討すること。

# 長者地すべりにおける今後の留意事項

## 3. 今後の監視・観測体制について

### Aブロック

- 自記水位計については、面的解析のために今後も継続して観測を行うが、老朽化等により観測不能となった箇所については、スクラップを前提に再設置の必要性の検討を行うこと。
- 警戒避難のために、ブロック東側の地盤伸縮計 S - 1 の自動監視を行っているが、追加でブロック西側の地盤伸縮計 S - 5 についても自動監視の検討を行うこと。

### C・D（D I 除く）ブロック

- 民家が密集しているため、通報など変状の兆候を覚知したブロックについては、地盤伸縮計等の設置を行い、自動監視を行うこと。
- 道路や建物等の変状の点検については、仁淀川町と協議のうえ、地元の方に巡視員をお願いすることができないか検討を行うこと。

### B・D I ブロック

- 観測は行わないが、Aブロックに悪影響及ぼす可能性があるような変状が確認された場合には観測の再開を検討すること。

### 全ブロック共通

- 監視・観測体制については仁淀川町、越知事務所、防災砂防課の3者で協議のうえ実行性のある計画となるよう検討すること。

# 長者地すべりにおける今後の留意事項

## 4. 警戒避難及び連絡系統図について

- 警戒避難のための判断基準値及び連絡系統図については仁淀川町、越知事務所、防災砂防課の3者で協議のうえ決定すること。
- 連絡系統図については下記の内容について協議のうえ作成を行うこと。
  - 県からの職員派遣について
  - 越知事務所長から仁淀川町長への連絡体制について
  - 住民通報を受けた場合の対応について

■長者地すべり警戒避難体制及び連絡系統図(案)

